

竜王町自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者および未成年者の自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、自転車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットを購入する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 町内に住所を有する者であって、満65歳以上のものをいう。
- (2) 未成年者 町内に住所を有する者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでのものをいう。
- (3) 安全基準 一般財団法人製品安全協会が定める製品の安全基準またはこれと同等以上と町長が認める安全基準をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、ヘルメットを使用する高齢者または未成年者とする。ただし、未成年者の場合は、その保護者とする。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、安全基準に適合する新品のヘルメットを購入に要した費用とする。ただし、竜王町中学校自転車通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱（令和5年竜王町告示47号）による補助金の交付を受けたヘルメットに係る費用は、補助の対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、3,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ヘルメットを購入した日の属する年度の末

日までに、竜王町自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付の申請をしなければならない。

- (1) 領収書等の写し（購入日、価格および購入店舗が確認できるもの）。ただし、紛失等により領収書等の写しを添付できない場合は、購入店舗の証明を受けることにより、領収書等の写しを添付したものとみなす。
- (2) 安全基準に適合することを認証したマークが確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（特例）

第7条 規則第12条の規定に基づく実績報告は、同条ただし書の規定により第6条の交付申請によってなされたものとみなす。

2 規則第13条の規定に基づく確定通知は、同条ただし書の規定により規則第6条の決定通知によってなされたものとみなす。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助事業について適用する。